

総合事業 自分らしい生活をするために ～住民主体によるサービス・活動事業～

住民主体によるサービスは、**訪問型**と**通所型**の2種類あります

介護保険は、高齢者の暮らしを社会みんなで支えあう制度です。40歳以上の人は保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに、費用の一部を払ってサービスを利用する仕組みです。

生産年齢人口の減少や介護人材の不足などによってサービス供給量の低下が心配されています。そこで、市町村が中心となって、地域住民の活動などを取り入れ、地域に応じた効果的なサービスの提供を行っています。

住民主体の団体が提供するサービスは、訪問型サービス（ゴミ出しや買い物代行など）と通所型サービス（通いの場）の2種類があります。

こんな困ったはありませんか？ … 訪問型(サービス・活動B)のご紹介

- ・重たいゴミを地域の集積所まで運ぶのは大変…
- ・庭の草取りを手伝って！
- ・スーパーまで遠いので、買い物を頼みたい！



日常生活上の困りごとに対し、ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）に基づき、利用者様と打合せを行い、市に事業登録した住民主体の団体がサービスを提供します。自立した生活を継続できる力をつけていただくことなどが基本となります。

| | |
|--------------------|--|
| サービス対象者 | 要支援1・2の方及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方 |
| サービス提供団体 | おとなりさん倶楽部 代表者 宮崎 敏子 |
| サービス内容 利用者自己負担額 | <p>ケアプランに基づく次のサービス</p> <p>①ゴミ出し（利用者負担額 100円/回） ・自宅から地域の集積所までの一般ごみや資源ごみの運搬</p> <p>②買い物代行（利用者負担額 200円/回） ・スーパー等への食材等の買い出し ※自家用車等を利用した同行はできません</p> <p>③草取り（利用者負担額 300円/時間） ・自宅等の庭の草取り</p> |
| サービス提供地域 | 市内全域 |
| サービス提供日時 | 月～土曜日（時間等は応相談 年末年始、お盆、祝日等不定休有り） |
| サービス利用の流れ | <p>①地域包括支援センター職員又は担当ケアマネジャーに相談し希望を伝える</p> <p>②ケアプランの作成</p> <p>③担当ケアマネジャーからサービス提供団体へ連絡（受入れ調整）</p> <p>④受入れ決定（サービス利用開始）</p> |



お問合せ先

釜石市社会福祉協議会生活ご安心センター 電話22-2310